

## ○へき地手当等の運用について

平成10年3月31日  
新人委第730号  
新潟県人事委員会事務局長

改正 令和7年3月28日新人委第334号 令和8年3月30日新人委第287号

新潟県教育委員会教育長

市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第30条の4及び人事委員会規則第6－492号（市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則。以下「規則」という。）の運用について下記のとおり定めたので、平成10年4月1日以降は、これによって取り扱ってください。

### 記

#### 市町村立学校職員給与条例第30条の4関係（令8新人委287・一部改正）

- 1 この条の第1項の「当該異動に伴って住居を移転した場合」又は「当該移転に伴って職員が住居を移転した場合」とは、職員が在勤地を異にする異動又は学校等の移転（以下「異動等」という。）を要因として当該異動等の直後の学校等に勤務するため住居を移転した場合をいい、移転前の住居から通勤することが容易であるにもかかわらず、便宜、住居を移転した場合等は、これに該当しない。
- 2 この条の第1項の「人事委員会の定める条件に該当する者」は、その有する技術、経験等を照らし、3年を超えて引き続き異動等の直後の学校等に勤務させることが必要であると任命権者が認めた職員及び任命権者が委員会と協議して定めるこれに準ずる職員とする。
- 3 新たに採用された職員となった者で、新たに採用された日（以下「採用日」という。）の前日に市町村立学校職員給与条例第30条の4の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同条の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるものに対して、へき地手当に準ずる手当を支給できる。この場合において、当該職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、採用日前から職員として引き続き勤務していたものとした場合に規則第5条又は第6条の規定により当該採用日以降支給されることとなる期間及び額とする。

#### 規則第5条関係

へき地手当に準ずる手当を支給されている職員に、この条の第1項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該事由に関し新たにへき地手当に準ずる手当の支給が開始されるので、従前の異動等に係る支給は終了することとなる。

#### 規則第6条関係（令7新人委334・追加）

この条の第1項第4号に該当すると思料される職員が生じたときは、委員会と協議するものとする。

#### 規則第8条関係

- 1 職員にへき地手当に準ずる手当を支給するに当たっては、職員別に勤務学校等名、職名、異動年月日、住居移転年月日その他必要事項を記載した支給調書を作成し、保管するものとする。
- 2 任命権者は、その級地指定に係る学校等について異動（廃止を含む。）がある場合には、速やかに

その旨を委員会に届け出るものとする。

- 3 この通知により難い事情があり、その取扱いについて別の定めを行う必要があると認めるとき、又は規則及びこの通知の解釈について疑義が生じたときは、その都度委員会と協議するものとする。